

2025年度

「エネルギー・環境分野における革新的技術の
国際共同研究開発」に係る公募要領

【ご注意】

本事業への応募には、NEDOへの書類提出に加え、あらかじめ「府省
共通研究開発管理システム（e-Rad）」へ所属研究機関及び研究者の登録、
並びに応募基本情報入力が必要です。

- ・ 所属研究機関の登録手続きには、2週間以上掛かる場合があります。
- ・ 複数機関で応募する場合には、機関ごとに全て e-Rad への所属機関及び
研究員の登録が必要です。

e-Rad で応募基本情報入力を行わないと本事業には応募できません。
余裕を持って登録手続きを行い、提案書提出日までに情報入力を完了して
ください。

2025年1月

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

海外展開部

【受付期間】

2025年1月27日(月)～ 2025年3月26日(水)正午 アップロード完了

【提出先および提出方法】

■Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（4 提出期限及び提出先(3)提出書類のアップロードを行ってください。

＜Web 入力フォーム＞

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/cg20qy30xazr>

- 他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。
 - 提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。
 - 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
 - 提出書類（提案書本文）（提出書類のうち提案書本文を一つの pdf ファイルにして、アップロードしてください。pdf ファイル名は「課題-○（課題番号）_△△△（代表機関名）_□□（代表者氏名）」としてください。
 - 提出書類（提出書類 5. (1)のうち提案書本文以外を一つの zip ファイルにして、アップロードしてください。zip ファイル名は「課題-○（課題番号）_△△△（代表機関名）_□□（代表者氏名）」としてください。
- 注：各ファイル、zip ファイルにはパスワードをつけないでください。
ファイル名が windows で正しく表示されることを事前に確認してください。

【留意事項】

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

目次

1. 件名	2
2. 事業概要	2
3. 応募要件	4
4. 提出期限及び提出先	5
5. 応募方法	7
6. 秘密の保持	10
7. 委託予定先の決定	10
8. 委託先の公表及び通知	12
9. スケジュール	12
10. 留意事項	13
11. 公募の説明	20
12. 問い合わせ先	20
13. NEDO事業に関する業務改善アンケート	20

関連資料

- 2025 年度公募説明資料
- 国際共同研究契約書サンプル（2025 年度版）
- 別添 1：公募の対象となる 2025 年度 研究開発課題
- 別添 2-1：提案書作成上の注意事項
- 別添 2-2：【様式 1】提案書表紙
- 別添 2-3：【様式 2】提案書本文
- 別添 3-1：研究開発責任者の記入について
- 別添 3-2：【様式 3】代表法人研究開発責任者、共同提案法人研究開発責任者ならびに登録
研究員情報
- 別添 4：【様式 4】ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について
- 別添 5：【様式 5】NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票
- 別添 6：【様式 6】Expression of Interest (EOI)
- 別添 7：本事業における知財マネジメント基本方針
- 別添 8：NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針
- 別添 9：契約に係る情報の公表について
- 参考資料 1：本事業における知財及びデータの取り扱いについての合意書の作成例について
- 参考資料 2：2025 年度事業概要（英文）
- 参考資料 3：過去の公募における Q&A
- 参考資料 4：NEDO 先導研究プログラム 基本計画
- 参考資料 5：NEDO 先導研究プログラム 2025 年度実施方針
- 参考資料 6：業務委託契約標準契約書
- 参考資料 7：業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）
- 参考資料 8：本事業に関する業務委託契約特別約款
- 参考資料 9：本事業に関する業務委託契約特別約款（大学・国立研究開発法人等用）

「エネルギー・環境分野における革新的技術の国際共同研究開発」に係る公募について
(2025 年 1 月 27 日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2025年度における「エネルギー・環境分野における革新的技術の国際共同研究開発」の委託先の公募を行います。この事業への応募を希望される方は本公募要領に従いご応募ください。

本事業は、2025年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

「エネルギー・環境分野における革新的技術の国際共同研究開発」

2. 事業概要

(1) 背景

地球温暖化問題の解決のためには既存のエネルギー・環境技術開発の延長のみでは不十分であり、気候変動問題に対応しつつ、経済の成長を図っていくためには、国内外の先進的技術などを活用しながら、エネルギー・環境分野におけるイノベーションの創出を図っていくことが重要です。

パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（2019年6月11日閣議決定）において開催を宣言し、G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合（2019年6月）においても創設を歓迎された国際会議、RD20 (Research and Development 20 for clean energy technologies) が2019年10月に開催され、世界の多様な知見を融合し、CO₂大幅削減に向けた非連続なイノベーション創出を図るため国際連携の重要性が確認されています。

このような状況の中、早期の脱炭素社会の実現を目指し、社会実装可能な革新的技術開発の推進を含む非連続なイノベーションを創出するためのアクションプランや取組等を提示する「革新的環境イノベーション戦略」が2020年1月21日に策定されました。さらに、2020年10月26日の第203回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説において、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されたことを踏まえ、同年12月25日の「2050年カーボンニュートラルに向けたグリーン成長戦略」（2021年6月改訂）では、カーボンニュートラルを実現するために重要分野ごとに高い目標を掲げた上で、様々な政策を明示した実行計画が策定されました。

(2) 目的

本事業は、国内外の先進的技術等を活用しながら、2040年以降の実用化につながる新たな革新的エネルギー・環境技術を産み出していくイノベーションの創出を図ることを目指します。

(3) 事業内容

我が国の研究機関・大学・企業等が、世界の主要国（G20）を中心とした諸外国・地域の研究機関等との間で連携・協力関係を構築・強化しながら、将来CO₂の大幅削減など、気候変動問題解決に対し大きな効果があると考えられるエネルギー・環境分野における国際共同研究開発に対し、NEDOによる審査を経て、我が国の研究機関等に対して研究資金の支援を行います。

① 対象となる技術分野

本公募の対象は、別添1に掲載した研究開発課題に該当する研究開発案件とします。研究開発

課題は、情報提供依頼（RFI）を通じて学术界や産業界等から広く集約した技術シーズ等情報や、革新的環境イノベーション戦略等我が国の戦略を踏まえて設定しました。

研究開発案件は、2040年以降の実用化を見据えた新規性、革新性及び独創性が高いものであって、実用化により顕著な省エネルギー効果及びCO₂削減効果が得られ、産業界や市場にインパクトを与えると期待できるものであることを重視します。

② 研究開発の実施体制

研究実施体制の要件として、我が国の研究機関等（※）が、海外の研究機関等との間で国際共同研究体制を構築して実施することが必須です。また、実用化を見据えた研究開発を促進するため、企業の研究開発部門等を含めた産学連携体制を推奨します。企業を代表とした研究機関・大学等との産学連携体制の応募も可能です。ただし、日本側及び海外共同研究先共に、企業のみでの体制での応募は受け付けておりません。

海外共同研究先の対象国は、G20を中心とした諸外国・地域とします。日本側研究機関等に対し、複数の海外研究機関との共同研究体制を構築頂いても構いません。ただし、NEDOは日本側の研究開発にのみ支援いたします。

本事業では、国際共同研究の実施により、将来我が国への裨益が期待されるような実施体制を構築いただきます。

※「研究機関等」とは

(ア) 国又は公設の試験研究機関

(イ) 独立行政法人または財団法人及び社団法人であって試験研究に関する業務を行うもの

(ウ) 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関）

③ 海外共同研究先との国際共同研究契約書

事業者は、採択後、研究開発の開始前までに海外共同研究先との間で、提案内容に則った国際共同研究契約書を締結する必要があります。海外共同研究先との国際共同研究契約書の調整等は、事業者自ら行い、原則5か月以内に締結いただきます。NEDOは、国際共同研究契約書の内容を確認後、委託先と委託契約を締結いたします。なお、5か月以内に国際共同研究契約書を締結できない場合は、採択を取り下げる場合もあります。

海外共同研究先との国際共同研究契約書とは、機関同士の包括的なMOU等ではなく、個別の研究案件に関して、提案内容に則った内容が含まれている組織間の合意文書（署名入り）を指しています。

特に、海外共同研究先と共有の知的財産権を取得する場合、NEDOの業務委託契約約款第5章第3節の規定の適用に支障を与えないようにする必要があります。詳細は、10.（7）知財マネジメントをご参照ください。

NEDOは、事前に国際共同研究契約書のドラフトを確認させていただきます。

(4) 事業期間

実施期間は2025年度の開始から1年以上、最長3年間（36ヶ月）を予定しております。実施期間については予算の状況等を踏まえ、変更があり得ます。

※研究開発開始日は、採択通知日以降、かつ、海外共同研究先との国際共同研究契約書締結日以降のNEDOの指示する日です。なお、実施期間が2年（24ヶ月）を超える研究開発案件については、当初契約期間は、研究開始日から2年間（24ヶ月）の複数年契約とし、研

究開始後概ね18ヶ月経過した時点でNEDOがステージゲート審査（中間評価）を実施します。その結果によっては計画の見直し又はその後の事業の中止を行う場合があります。

(5) 事業規模

初年度：2.5千万円程度、2年度：5千万円程度、3年度：5千万円程度、
4年度：2.5千万円程度とする。（委託：NEDO負担率100%）

※3年間の研究期間総額は、原則1.5億円以下とする。

※NEDOは日本側の研究開発に対してのみ支援

3. 応募要件

応募資格のある研究開発実施機関となる法人は、次の(1)～(11)までの条件、「基本計画」及び「2025年度実施方針」に示された条件を満たす、研究機関等及び企業とします。なお、契約期間中に同要件が満たされなくなった場合、契約を解除する場合があります。

- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要となる組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制を有していること。
- (3) NEDOが本事業を推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 本事業に参加する各事業者が当該事業の研究開発成果の実用化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各事業者間の責任と役割が明確化されていること。
- (5) 本邦の研究機関等及び企業で日本国内に研究開発拠点を有していること。
- (6) 当該事業者が当該事業を国際連携による共同研究案件（海外研究機関から助言を受けるだけの案件は含まない）として実施するものであって、連携する国外の研究機関等と国際共同研究契約書を締結することができること。また、本事業の「知財マネジメント基本方針」に従い、知的財産権の取り扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること。
- (7) 本事業は日本の研究機関等が海外の研究機関・大学等と共同研究開発を行なうことで、革新的な技術を創出することを目的としていることから、実施体制の中に海外の第三者への研究開発要素を含み資金の流れが伴う再委託（※）や共同実施（※）が含まれていないこと。国内の再委託については、適用される委託約款の定めるところによります。なお、研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めていません（10.留意事項（2）再掲）。

※「再委託」：委託先が、委託業務の一部をさらに第三者に委託すること。

※「共同実施」：委託先が、委託業務の一部を第三者と共同で実施するもの。

- (8) 当該事業者が共同研究を行う国外の研究機関等と資本関係に無いこと。
- (9) 安全保障貿易管理の観点から、海外への機微技術等流出・漏洩への対応として、輸出貿易管理令第4条第1項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関して経済産業省が作成した「外国ユーザーリスト」に掲載されている企業・組織等又は国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国（国連武器禁輸国・地域）（輸出貿易管理令別表第3の2）（※）及び懸念3か国（輸出貿易管理令別表第4）（※）に属する企業・組織が、提案書の海外共同研究先に含まれていないこと。

※「輸出貿易管理令別表第3の2」「輸出貿易管理令別表第4」についてはこちらをご参照ください。

経済産業省ウェブサイト：<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law02.html>

リスト規制や外国ユーザーリストについてはこちらをご参照ください。

リスト規制：<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo02.html>

外国ユーザーリスト：<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>

- (10) 産学連携体制等複数者が連名で共同提案する場合、「代表者」を決め、事業全体の目標に対して適切な研究開発項目を設定し、「代表者」が事業全体を総括し管理すること。
- (11) 本事業を推進するにあたり、事業者は、外部有識者を数名程度含む研究開発推進委員会を設置し、年に数回程度委員会を開催し、研究開発の進捗状況に必要な助言等を得られる体制を構築すること。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って提案書を作成し、必要な添付書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

- (1) 提出期限： 2025年3月26日(水)正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトにてお知らせいたします。

なお、NEDO公式X(旧Twitter))をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせをX(旧Twitter))で確認できます。

是非フォローいただき、ご活用ください。

【参考】NEDO公式X(旧Twitter))

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

- (2) 提出先： Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/cg20qy30xazr>

※e-Rad 上の登録が期限に間に合わない場合、必ず事前にNEDO海外展開部に相談すること。

- (3) 提出方法

提出先の Web 入力フォームで以下の①～⑩を入力いただき、⑪をアップロードしてください。アップロードファイル名は、半角英数字とし、アップロードするファイル提出書類毎に作成し、全て pdf 形式で、一つの zip ファイルにまとめてください。

※ファイル名、資料内容等が Windows で正しく表示されることを事前に確認してください。

※Windows でサポートされていないフォントは利用しないでください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、**初回の受付番号を入力**してください。再提出の場合は、再度、全資料を提出してください。

提出された提案書を受理した際には提案の担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

■入力項目

① 提案名(プロジェクト名、30文字以内)「○○○○○の国際共同研究開発」

② 研究開発課題名(別添1より該当する研究開発課題番号と課題名を記入)

例：【課題-4】革新的技術水素製造・輸送・貯蔵技術の国際共同研究開発

③代表法人番号(13桁)

④代表法人名称

⑤代表法人連絡担当者氏名

⑥代表法人連絡担当者職名

- ⑦代表法人連絡担当者所属部署
- ⑧代表法人連絡担当者所属住所
- ⑨代表法人連絡担当者電話番号
- ⑩代表法人連絡担当者Eメールアドレス
- ⑪代表法人連絡担当者（代理）氏名（※1）
- ⑫代表法人連絡担当者（代理）職名
- ⑬代表法人連絡担当者（代理）Eメールアドレス
- ⑭研究開発の概要（150文字以内に要約）
- ⑮技術的ポイント（300文字以内に要約）
- ⑯代表法人研究開発責任者氏名（部署）ならびに登録研究員氏名（部署）
- ⑰共同提案法人研究開発責任者氏名（所属・部署）ならびに登録研究員氏名（所属・部署）
- ⑱利害関係者（※2）
- ⑲国内研究体制-1（代表機関名（法人名）・担当する研究開発項目（例：○○の研究開発））
- ⑳～㉓国内研究体制-2～5（（複数の場合）機関名（法人名）・担当する研究開発項目（例：○○の研究開発）もしくは「なし」）
- ㉔海外研究体制-1（国名・機関名（法人名）・担当する研究開発項目（例：○○の研究開発））
- ㉕～㉘海外研究体制-2～5（（複数の場合）国名・機関名（法人名）・担当する研究開発項目（例：○○の研究開発）もしくは「なし」）
- ㉙研究期間（提案する研究期間を記載）
- ㉚提案額（提案総額を入力）
- ㉛初回の申請受付番号（再提出の場合のみ）
- ㉜提出書類（提案書本文）（提出書類のうち提案書本文を一つのpdfファイルにして、アップロードしてください。最大50MBです。pdfファイル名は「課題-○（課題番号）_△△△（代表機関名）_□□（代表者氏名）」としてください。
- ㉝提出書類（提出書類5.(1)のうち提案書本文以外を一つのzipファイルにして、アップロードしてください。最大50MBです。zipファイル名は「課題-○（課題番号）_△△△（代表機関名）_□□（代表者氏名）」としてください。

注：各ファイル、zipファイルにはパスワードをつけないでください。

※ファイル名、資料内容等がWindowsで正しく表示されることを事前に確認してください。

※Windowsでサポートされていないフォントは使用しないでください。

※1 代表法人連絡担当者（代理）について

- 代表法人連絡担当者に加えて、代理の方にもWebでの提出があった旨を自動配信メールにて通知いたします。なお、代理の方への通知はWebでの提出の際に限り、以降のNEDOからの本公募に係る諸連絡は代表法人連絡担当者を通じて行いますので、ご注意ください。

※2 利害関係者について

- NEDOは、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- さらに、採択審査委員の選定段階で、NEDOは利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、さらに採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。

- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。
①提案名、⑮技術的ポイント、⑯代表法人研究開発責任者ならびに登録研究員、⑰共同提案法人研究開発責任者ならびに登録研究員、を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、NEDOが採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、⑱利害関係者に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。
- 大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例:〇〇株式会社

〇〇大学〇〇学部〇〇学科教授〇〇〇〇

〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻教授〇〇〇〇

〇〇研究所〇〇部門部門長〇〇〇〇

5. 応募方法

(1) 提案書類

下記の表を参考にして、「提案書」とともに必要な添付書類を提出してください。なお、提出書類の様式は、NEDOのホームページからダウンロードすることができます。

提出物	備考
提案書 表紙 【様式1】	全実施機関からの提出が必要。 (再委託又は共同実施先を除く)
提案書 本文 【様式2】	
代表法人研究開発責任者、共同提案法人研究開発責任者ならびに登録研究員情報 【様式3】	全実施機関の提出が必要。 (再委託先、共同実施先を含む)
ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について 【様式4】	全実施機関の提出が必要。 (再委託又は共同実施先を除く)
NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票 【様式5】	全実施機関の提出が必要。 (再委託又は共同実施先を除く)
Expression of Interest (EOI) 【様式6】	連携する海外の研究機関等と共同研究を実施する見込みが確認できるものとして、署名入りのExpression of Interest (EOI) (研究者レベルでの署名でも可)を提出ください。研究者とのメールのやりとりは含みません。 追加資料として、本提案に関して海外共同研究先と既に締結しているMOUや国際共同研究契約書がある場合は、その写しを添付してください。
e-Rad応募内容提案書	応募課題の入力内容の確認時に表示される

	「応募内容提案書のプレビュー」 から、pdfファイルをダウンロードし、提出ください。（注意事項 研究開発課題名を件名に記入しないでください。）
直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書（製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含む））	・研究機関等以外の全実施機関の提出が必要（再委託先、共同実施先を含む）。 ・当該情報がホームページに掲載されている場合、掲載ページのURLを提示することにより、書類の提出に代えることができます（様式は不問）。
会社案内	・会社経歴、事業部・研究所等の組織等に関する説明書。研究機関等以外の全実施機関の提出が必要（再委託先、共同実施先を含む）。（提出先のNEDO海外展開部革新チームと過去1年以内に契約がある場合は不要）
契約に対して疑義がある場合の書面	NEDOから提示された契約書（案）に合意することが提案の要件となります（提案書【本文】「7. 契約に関する合意」をご参照ください）。契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書を提出ください。

(2) 提案書等の作成

提案書等の作成に当たっては、次に掲げる事項に注意してください。

- ① 提案書等は、日本語で作成してください。
- ② 提案に当たっては、委託予定先となる機関が複数ある場合は、その全実施機関が連名にて申請してください（再委託先又は共同実施先を除く）。
- ③ 連名で提案する場合は、連名して提案する機関の中から「代表者」を定めてください。NEDOは本公募に係る諸連絡を「代表者」の連絡先（提案書【様式1】に記載の担当者）のみに行いますので、「代表者」から関係者に周知ください。
- ④ 本事業の一部を再委託又は共同実施する場合は、再委託の額の制限等、業務委託契約約款及び特別約款に記載の関連する条項を遵守する必要があります（再委託又は共同実施の額は、委託先との契約金額の50%未満になります）。
- ⑤ 別添2に従って、【様式1】【様式2】を作成ください。
- ⑥ e-Rad 応募内容提案書については、後記（4）を参照して、e-Rad ポータルサイトにて研究開発案件の実施体制の代表機関（代表者が所属する機関）となる研究機関等の研究者が公募件名に対する応募情報を入力し、入力内容に不備がないことを確認してください。応募情報入力の際、研究開発案件の実施体制を構成する全研究機関の業務管理者を研究組織情報欄に研究分担者として登録してください。
- ⑦ 別添3を参考に【様式3】「代表法人研究開発責任者、共同提案法人研究開発責任者ならびに登録研究員情報」を作成してください。
- ⑧ 別添6を参考に海外共同研究先との【様式6】Expression of Interest (EOI) を作成してく

ださい。委託予定先となる機関が複数ある場合は、その全実施機関の署名が必要です。海外共同研究先が複数となる場合については、海外側の代表者のみの署名でも構いません。

(3) 提出にあたっての留意事項

- ① 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の事業者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。※再提出の場合は、最初に付与された申込受付番号を記入してください。
- ② 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。(受付番号の表示は受理完了とは別です。)
- ③ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限になり完了できなかった場合は、受け付けません。
- ④ 「3. 応募要件」を満たさない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ⑤ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ⑥ 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ⑦ 受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ⑧ 無効となった提案書その他の書類は、NEDOで破棄させていただきます。

(4) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

応募に際し、併せて e-Rad へ応募内容提案書を申請することが必要です。連名の場合には、代表して一事業者から登録を行ってください。この場合、その他の提案者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。詳細は、e-Rad ポータルサイトをご確認ください。

e-Rad ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

手続きの概略は、以下のとおりです。

(ア) 所属研究機関の登録とログイン ID の取得

申請に当たっては、まず応募時までに研究代表者の所属する研究機関（所属研究機関）が e-Rad に登録されていることが必要となります。所属研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて）行ってください。登録手続きに 2 週間以上かかる場合がありますので、余裕をもって行ってください。登録されると、ログイン用 ID（11桁）、所属研究機関用 ID（10桁）、パスワード及び電子証明が発行されます。詳細は e-Rad ポータルサイトの「新規登録の方法」を参照してください。

e-Rad 研究機関向けページ 新規登録の方法

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

e-Rad 研究者向けページ 新規登録の方法

<https://www.e-rad.go.jp/researcher/index.html>

(イ) 研究代表者のログイン用 ID（11桁）、申請用研究者番号（8桁）の取得

前記（ア）で登録した所属研究機関の事務代表者が、電子証明の格納されたPCを用いてログ

インし、研究代表者をe-Radに登録して、ログイン用ID（11桁）及び申請用研究者番号（8桁）とパスワードを取得します。詳細はe-Radの所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください。

e-Rad 研究機関向け操作マニュアル

https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html

e-Rad 研究者向け操作マニュアル

https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html

(ウ)公募要領ならびに申請様式のダウンロードと申請書の作成

e-Rad 上で、受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。（NEDOの公募ページからダウンロードが可能です。）
申請書類等を作成・準備します。

(エ)応募基本情報の入力と申請

本公募に対して、上記のマニュアルに従って、研究概要、研究経費、研究組織などの応募基本情報を入力し、応募情報として申請してください。

(オ)応募方法

前記（エ）で作成したe-Rad応募基本情報はpdfファイルでダウンロードできますので、該当ファイルの全頁の写しを、提案書（正）とともにNEDOへ提出してください。

6. 秘密の保持

- (1) NEDOは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規定により、厳重な管理の下、一定期間保存します。
- (2) 取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「研究開発責任者候補及び業務管理者の研究経歴書」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第3条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。
- (3) ただし、提案書の内容は、秘密保持の義務を遵守した上で、主務官庁である経済産業省に情報を共有することがあります。
- (4) e-Radに登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

7. 委託予定先の決定

(1) 委託予定先の検討方法

「提案書」の要件確認後、外部有識者による採択審査委員会とNEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

一部の研究開発課題（別添1）においては、該当する委託予定先がない場合もあります。また、提案内容によっては、NEDOの判断により、提案時に選択した課題とは異なる課題として審査

を受けていただく場合がございます。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査基準

採択審査委員会における審査基準

採択基準		審査観点	重み付け
1. 研究開発内容			
本事業の目標及び今年度研究開発課題との整合性		・提案内容が本事業の基本計画の目的、目標及び該当する研究開発課題の趣旨に合致しているか。 ・提案技術分野が、「革新的環境イノベーション戦略」や「グリーン成長戦略」に位置づけられているか。	2.0
研究開発内容の革新性、独創性、優位性		・提案された国際共同研究開発が、将来CO ₂ の大幅削減等気候変動問題に対し大きな効果が得られる、これまでにない新しい技術やシステムを創出するものであり、論理的な合理性があるか。 ・国内外における類似技術の開発状況や補完関係にある技術の保有状況等、内外の動向等を踏まえ従来の発想や方法に対する技術の革新性、独創性、優位性について合理的な説明が出来るか。 ・国際共同研究開発が技術の革新性、独創性、新規性等が高く、ハイリスクな研究開発であっても、成功した場合、社会的に波及する成果が見込まれるなど、公的資金を投入する意義があるか。	3.0
研究計画及び国内実施体制の妥当性		・提案された研究計画（技術的可能性、計画、予算額等）及び国内の実施体制は妥当かつ実現可能か。 ・事業期間において達成可能な適切な目標設定がなされているか。 ・事業全体の目標に対して適切な研究開発項目が設定されており、個々の研究開発項目が独立しておらず（寄せ集めになっておらず）、一貫性を持って実施する意義があるか。 ・2040年以降の実用化を見据え、企業を含めた産学連携体制の構想が妥当であるか。	3.0
2. 国際共同研究の必要性、メリット及び実施体制			
国際共同研究の必要性、メリット		・国内研究だけでは成し得ない理由が明確であり、国際共同研究であることの必要性や意義、成果目標（共同論文や、共創等）が合理的であるか。 ・国際共同研究を行う相手国機関等の選定理由が明確であり、相手国機関等における技術の位置づけが数値化できる等明確に示されているか。 ・相手国機関等の優れた技術や知見等を日本が取り込む理由が明確で、国益に資するものであるか。 例： ・国内では解決できない技術課題について、外部の知見や要素技術を取り込むことで、新しい技術を作り出す技術獲得・共創型。 ・日本のコアとなる要素技術を相手のシステム等に取り込むことで、要素技術の市場拡大を生む市場獲得・創出型。 ・国内では得られない海外の優れた研究環境を活用することで研究を加速する持帰型	3.0
国際共同研究の実施体制の妥当性		・共同研究先との役割分担が明確であり、かつ日本側のメリットが明確な共同研究体制であるか。 ・特に、共有知的財産権が発生する場合、知的財産権の取り扱いについて、双方の貢献比率に応じた知財配分を前提とするような研究開発計画となっているか。 ・共同研究を実施するにあたり、相手国機関等における予算調達（ファンディングプログラムや自主費用等）の見込みや可能性、状況が説明できているか。 ・相手国機関等との間で、相手国へ持ち込む物品・技術の範囲、ノウハウの秘匿、権利化等の考え方が整理されており、技術流出防止体制が明確に説明できているか。	3.0
3. 実用化に向けた道筋			
2040年以降の実用化への道筋の実現可能性		・2040年以降の実用化を見据え、本事業終了後どのような研究開発に発展させ（特に、将来の国プロ化に繋がるような内容となっているか）、実用化していくのか、競合技術に対する市場競争力の見通しや、サプライチェーン全体を踏まえた工業化への計画等、具体的な道筋が説明できているか。 ・また、そのシナリオは実現可能であると見込まれるか。	3.0
社会実装のイメージ・インパクト		・研究開発が最終的にどのように社会に還元されるのか、想定される経済的効果、市場規模、省エネルギー効果、LCAベースでのCO ₂ 削減効果等が明確に示されており、それら産業へのインパクトや地球環境問題解決に向けた波及効果は大きいことが具体的に説明できているか。	2.8
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関するもの			
ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況		・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得しているか。	0.2

注）ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

2016年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第20条（現24条）に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加算評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみ

ん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況について、提出時点を基準として記載ください。

契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとします。

- ① 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 - a. 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
 - b. 開発等の方法、内容等が優れていること。
 - c. 開発等の経済性が優れていること。
 - d. 開発等の成果が日本に裨益すること。
- ② 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 - a. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
 - b. 当該開発等を行う体制が整っていること。
(連名相手先等を含む。また、国際共同研究体制のメリットが明確であること。また、特にNEDOの指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている(または既に受けている)場合はその妥当性が確認できること。)
 - c. 当該開発等に必要な設備を有していること。
 - d. 経営基盤が確立していること。
 - e. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
 - f. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たってNEDOは、以下の点を考慮します。

- a. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
- b. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
- c. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
- d. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。
- e. 海外の研究開発プログラムとの連携に関すること。

8. 委託先の公表及び通知

① 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要）はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

② 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

③ 附帯条件

採択に当たっては審査結果等を踏まえ、条件（提案内容の一部を採用、実施体制の見直し、経費の額の削減、実施期間の短縮等）を付す場合があります。

9. スケジュール

2025年

- | | |
|------------|---------------------------|
| 1月27日(月) | : 公募開始 |
| 3月26日(水)正午 | : 公募締め切り (Webシステムでアップロード) |

4月上旬～6月上旬	: 採択審査（書面審査、ヒアリング審査）
6月下旬（予定）	: 委託先決定（採択通知）
	NEDOウェブサイトにて結果公表

※審査の過程で、必要に応じ提案者に対して提案内容についてヒアリングを行います。

4月下旬頃に、ヒアリングへの出席依頼とヒアリングの日時等をご連絡しますので、ヒアリング対応者の日程確保をお願いします。（オンラインによる開催を予定。）

10. 留意事項

(1) 契約

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款及び特別約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。なお、利用に際しては利用規約（<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>）に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

本事業では、同約款に基づいた開発経費が計上の対象となります。海外共同研究先との共同研究開発において、日本側の研究開発において必要であると認められる場合は、海外共同研究先からの研究者による技術指導等にかかる招聘費（交通費・宿泊費のみ）や海外での設備使用料等の計上が可能です。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

- ・委託事業の手続き：マニュアル

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

また、次の事項について合意していただくことが採択条件となる場合があります。

- ① 研究開発案件の一部を採用すること。
- ② NEDOが必要と判断した場合に、提案した実施体制以外の委託予定先と研究開発案件に係る実施体制を組むこと。

(2) 国立研究開発法人から民間企業への再委託

国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(3) 研究開発計画の見直しや中止

ステージゲート審査（中間評価）の実施により、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。

(4) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況を記載していただきます。詳細は別添4をご覧ください。

(5) NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は別添5）

提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託等は除く）において、プロジェクトを遂行する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、提案時又は契約締結時に予定する関係規程規定の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築等についての確認票を提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、採択後の契約締結時までに対応する必要があります（仮に、契約締結時までに対応しない場合には応募要件を満たさなかったものとして不採択扱いとなります）。

(6) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価にご協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、以下 Web ページに掲載の「追跡調査・評価の概要」をご覧ください。

<https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf>

(7) 知財マネジメント

- ① 本事業は、「エネルギー・環境分野における革新的技術の国際共同研究開発における知財マネジメント基本方針」を適用します。本方針は「NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針」（2024年8月8日）をベースとし、本事業の制度主旨を踏まえ、別途本事業用に策定したものです。詳細は、別添7をご覧ください。なお、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」が改訂された場合は、本基本方針も変更される可能性があります。
- ② 本事業では、産業技術力強化法第17条（日本版バイ・ドール規定）が適用されますので、遵守が必要です。
- ③ 本事業の成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）にご協力をいただく場合があります。
- ④ 本方針に従い、研究開発案件の事業開始（委託契約書の契約期間開始日）までに、研究開発案件ごとに日本側参加者（委託先・再委託先・共同実施先）間で知的財産の取り扱いについて知財合意書を締結し、発効させておく必要があります。本方針に基づく知財合意書については、参考資料1「エネルギー・環境分野における革新的技術の国際共同研究開発における知財及びデータの取り扱いについての合意書の作成例について」を参照ください。
- ⑤ 海外共同研究先との国際共同研究契約書の締結の際には、上記「エネルギー・環境分野における革新的技術の国際共同研究開発における知財マネジメント基本方針」における委託先の遵守義務について海外共同研究先にも合意してもらう必要があります。
- ⑥ 特に、海外共同研究先と共有知的財産が発生する場合は、NEDOの業務委託契約約款第5章第3節の規定の適用に支障を与えないようにする必要があります。

【参考】「NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針」

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00002.html

（注）本事業用の知財マネジメント基本方針は別途策定した「別添7」を適用します。

(8) データマネジメント

本事業は、データマネジメント基本方針のうち【委託者指定データを指定しない場合】を適用します。詳細は、別添8をご覧ください。

【参考】「NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針について」

https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html

(9) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・終了時評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）によりNEDOに報告してください。

【参考】

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(10) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※）に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※ 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※ 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご参照ください：NEDOウェブサイト

<https://www.nedo.go.jp/content/100945038.pdf>

① 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- a. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- b. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。

（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）

- c. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDOの事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。）

- d. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等につい

て情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもa～cの措置を講じることがあります。

- e. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

② 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(11) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※ 「研究不正指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※ 「研究不正機構達」についてはこちらをご参照ください：NEDOウェブサイト

<https://www.nedo.go.jp/content/100891152.pdf>

① 本事業において不正行為があると認められた場合

- a. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- b. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
- c. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。

(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)

- d. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記cにより一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- e. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

② 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

③ NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール： helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

（電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分）

(12) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020年度以降の新規契約について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される40歳未満（40歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該事業の推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

(13) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいてもRA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトで、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱うRA等は、NEDOと契約を締結

する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】

- ・第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

- ・研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

- ・ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(14) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、採択決定後、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがありますのでご了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(15) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- ① 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制[※]が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- ② 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型[※]に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

- ③ また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります[※]。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時までに、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合

には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※ 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

④ 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイドランス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドランス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

(16) 重複の排除

国（国立研究開発法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の研究開発課題（配分される研究開発の名称及びその内容をいう。）と判断された場合、採択は行いません。

(17) 共同研究の中止・終了等の場合の通知

相手国事業者と共同研究の実施ができなくなることが判明した場合は、速やかに N E D O に対して、共同研究契約の終了予定日又は解除予定日及びその理由等と共に通知すること。その通知結果をもとに、もしくは N E D O が別途そのような事案を認識した時には、N E D O にて、本事業の期間短縮、中止等を決定します。

(18) 研究開発資産の帰属・処分について

①資産の帰属

委託業務・共同研究業務（企業・公益法人等が委託先・共同研究先の場合）を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が 5 0 万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が 1 年以上の資産については、N E D O に所有権が帰属します。（約款第 2 0 条第 1 項）
なお、委託先・共同研究先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先・共同研究先に帰属します。

②資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、N E D O 帰属資産を N E D O から譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。（約款第 2 0 条の 2 第 1 項・第 3 項）

11. 公募の説明

2月上旬に、公募説明動画を配信予定です。

12. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は、公募期間中は、以下の E-mail にて受け付けます。ただし、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

海外展開部 新革新チーム

E-mail : shinkakushin@ml.nedo.go.jp

13. NEDO事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本事業に限りません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html